

児童生徒等のインフルエンザ治癒後、再出席時の 報告手続を簡素化

－国立大学法人において当局のあつせんを踏まえた見直しに着手－

総務省近畿管区行政評価局（局長：清水正博）は、「子どものインフルエンザが治癒し学校に再出席する際、会社を休んで病院に連れて行き、再受診の上、医師が作成する治癒証明書を作成してもらい学校に提出したが、負担となるのでこれを提出しなくてもよい取扱いにしてほしい。」との行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長：藪野 恒明 元大阪弁護士会会長）に処理方針等を諮り、同会議において示された意見を踏まえて、令和元年10月29日、近畿管内4国立大学法人（京都教育大学、大阪教育大学、神戸大学及び兵庫教育大学）に対して、**再受診や医師作成書類の提出を原則不要とすること等のあつせんを行いました**（注）。

この結果、同年12月27日までにこれら4国立大学法人から回答があり、附属学校等において、**児童生徒等がインフルエンザにかかり、治癒後再出席する際に学校に書類を提出する取扱いについて、次のとおり、保護者等の負担軽減が図られることになりました。**

（注）管内の府県教育委員会にもあつせん内容を参考連絡しています。

【国立大学法人による改善の取組】

- ① 医師作成書類の提出を求めていた附属学校等については、その提出を原則不要とした（一部は来年度から実施）。
- ② 保護者からの報告書を求める場合、治癒後に再受診が必要であるとの誤解を招く文面となっている附属学校等については、誤解を生じないよう、文面を見直すこととする。

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官（藤田）

電話：06-6941-8166 FAX：06-6941-8988

E-mail：knk32@soumu.go.jp